

1 開会 進行

皆様、こんにちは。このような状況の中お集まりいただきありがとうございます。それでは、姿勢を正してください。ただ今から、第6回再発防止対策検討委員会を開催いたします。一同礼

資料につきましては机上に載せてございます。前回送りました資料と追加の資料が載せてございます。御確認ください。

それでは早速ですが協議に移ります。委員長に議長をお願いします。委員長よろしくお願いたします。

2 協議 委員長

それでは、第6回再発防止対策検討委員会を始めさせていただきます。本日は、協議題が全部で9項目ございます。協議題に沿って進めてまいります。1項目～6項目までは事務局から提起されたものでございます。1項目の生徒指導態勢のあり方について、事務局から説明をお願いします。時間配分は1項目ごとに意見交換含めて25分以内でお願いします。

事務局

(1) 生徒指導態勢のあり方について

お願いたします。

本日配付資料の1ページ目からになります。お持ちでしたら前回お渡ししました指摘事項に関する検証の資料と照らし合わせながら説明させていただきます。

第三者調査委員会の指摘を受けまして私どもとしても生徒指導態勢についてどうあるべきかということ、まとめさせていただいたものであります。

なお、この生徒指導態勢につきましては、生徒指導の方法的なものにとらえまとめてあります。今回、第三者委員会から挙げられていたなかで、「組織対応の欠如」「情報共有がしっかりなされていなかったこと」が書かれています。また、「〇〇の教育」もありながらそれが実際に活用されていなかったこともうたわれていました。さらに、一人で指導している。全体での指導がなされていないという問題点があったことです。併せて、「指導を受ける問題点」「生徒の立場に立った生徒指導」がなされていない。ということを含めて、主に「生徒指導提要」とこれまで文部科学省・文部省時代に出されていた「ガイドブック」を基にしながら、具体的にまとめたものが今回の「生徒指導態勢」になります。

簡単に説明申し上げます。

生徒指導の在り方ということで、「自己指導能力」の育成を目指すという積極的な意義を踏まえているのだということを含めてまとめました。そのあと2つめの態勢づくりのポイントとして主として3項目挙げています。ここにポイントとしてまとめましたが「生徒指導マニュアル」を作成している学校がほとんどだとは思いますが、これが形骸化しないようにどうすべきか、まず考えるという意味合いを打ち出しております。

次にいきます。

年間生徒指導計画の作成並びに研修機会の設置ということで、研修はな

されていたが、年間の生徒指導というものをより具体的に活用できるものにしていくことが大事です。そこで、「年間計画の作成について」という項目を設けて、具体的にどういうことをしていくかということを書いています。そして生徒指導態勢を振り返る際には、成果（できたこと）課題（できなかったこと）だけでなく、その原因や課題を解決するための具体策を考えることが大事ということを出しました。

併せて、生徒指導は生徒指導主任だけではなく全職員で取り組むということを出しております。右の表はそれを具体化したものはどのようなものか私どもで考えた例でございます。御覧ください。

左側に関連行事が書いてございます。その中にある「全」は、学校全体「外」は外部行事です。日付は前後します。では、この時期にどんな指導をするのかということを実際の「主な指導内容」のところにとりまとめられています。右側を御覧ください。「確認事項等」として生徒指導のポイントはどのようなところなのか、この時期にこういうことを確認する必要があるのではないのかという視点を書いています。必ず入れてあるのが各学期ごとの反省・自主点検であります。2学期のみ10月に中間反省を入れてございます。あるいは前期のまとめという形で入れてあります。そのようにして適宜見直しをしながら全員で確認することをこの表で確認できるようにしました。

次に移ります。

「児童生徒に寄り添った生徒指導について」ということで、主に「生徒指導提要」あるいは「生徒指導資料集」を参考に書いてあります。ここでは「自己指導能力の育成」を目指すということが生徒指導の意義だということ踏まえたうえで、培うためにはどのようなものが必要かということや児童生徒に寄り添った生徒指導の対応とは、どのようなものかということとをまとめてあります。

次は、何か生徒指導の事例が発生したときに教師としてどのような対応が必要かというものを一例として挙げています。

例えば、具体的な相談窓口の設定、或いはどういうメンバーが対応していくのか挙げているものです。

次を御覧ください。役割分担例を挙げていますが、これは学校の規模や実態によって変わっていくものでございますので、一つの例として御覧になっていただければと思います。下の対応フローでございますが、これも学校の規模等によっては変わっていくものでございますので、これについても御意見いただければと思います。

次のページは「組織として生徒指導に対応するために」ということで、どの学校でも行ってはいると思うのですが、あえて具体を示しました。まず、共通理解・共通実践のための資料を作りましょうということで、これについては紙ベースではありますが、その月その月ごとにどういうことを指導していくか、そのために私たちはこういうことを徹底してやっていくということを具体的にこういうものを作成してはどうでしょうかということとを提示してあります。

次のページを御覧ください。チェックリストです。適正かどうかということとをそれぞれができる範囲で作成しております。

続いて2番目です。積極的な生徒指導の実践ということで、基本的な生

活習慣の方針・規準の例ということで、これは「生徒指導提要」にも示されております。こういうことができているかどうかということ、そして私たちは、指導の方針を出さなければならないということ、ここで打ち出しました。ここをはずして、個人の感情に走らずしっかりと規準や方針と照らし合わせながら指導していくことが大事だということ、を挙げております。

次のページは、生徒指導態勢の自己評価というところで、主にPDCAサイクル計画にそって指導できたか振り返りができたかというところを載せてあります。3番目で「各段階での生徒指導態勢の確立について」というところです。下の方に小学校段階はこうする、中学校段階はこうするというのを一つの例として大きくまとめましたが、見ていただきご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。
 それでは、1項目の「生徒指導態勢の在り方」についての御意見がありましたらお願いたします。

委員 今の生徒指導態勢に関連することで、今回リーフレットを作成しているが前回の「〇〇の教育」のように周知ができていない、理解ができていないと名ばかりのリーフレットになってしまう懸念があります。
 現場で周知するための方策あるいは理解を進めるための研修を入れないことには、これが現実化するの厳しいと思います。
 例えば、この生徒指導態勢の方策に関しても作りっぱなしだと時代が変わるたびに文科省も指針を出したり、世の中も研究も進んで様々な方策が出たりするので、現場でしっかり検証ができているのかを定期的に検証していくシステムが必要だと思います。

委員 研修機会の関係ですが、われわれは、どんな研修をどういうふうにするかがさっぱりわからない。リーフレットを作っただれがいつどんな研修をするのか具体的に入れ込んだほうがよいと思います。
 これは学校単位で研修するということですが。
 みんな集めるわけではないでしょう？研修は。

事務局 各学校における研修、それから全体研修ということにつきましては、生徒指導主任研修会があります。

委員 その全体研修には全学校の先生が来るわけではないのですか。

事務局 生徒指導主任がきます。

委員 では、研修で学んだことを学校に生徒指導主任が持ち帰って指導・研修するという形になるのですね。

事務局 おそらくそうなると思います。

委員 そこらあたりをマニュアル化してほしい。

委員長 他の御意見はありませんか。

委員 事前に配られている質問に対しての回答を本日いただけたらと思ってい
ましたが、配付資料の中にはないようですので、また、どういう形で回答い
ただけるかは後でお話をいただきたいと思います。

 この意見書に「再発防止で一番欠かせないこと」として書かせていただ
いたのですが、結局この「再発防止対策委員会」の目的は、亡くなった生
徒さんについてその背景を明らかにして、原因と前後の対応を考察し、そ
の結果を踏まえて本件と同様なことが起こらないようにすることにあり、
そのためにこの委員会を開いていると理解しています。

 そうすると、会議の設置要綱に沿ってこの項目が立てられていると思う
のですが、結局本事案の再発防止策として今回出された資料が全体として
どうつながっているかが分かりづらいと思いました。

 結局この子が亡くなっているということに関して、どう考えているのだ
ろうと思うのですね。報告書を自分たちが書いているので言える立場にあ
るのかは分かりませんが、読んでいただければわかると思いますが
1番の柱は、「生徒の立場にたった生徒指導あるいは生徒支援」をすること
であります。例えば、いじめ防止してくださいということが書いている
わけではございません。この子が亡くなった背景の一番問題だとされてい
る「生徒の立場に立った生徒指導・生徒支援」が大きな柱にあって、その
中に「事実確認をする」とか「話をしっかり聞いて傾聴する」とか「早急
に決着しようとしたり、判断したりしないで丁寧に対応していく」とか、
あとは各学校にマニュアルがあったようですが、その見直しとか周知をす
るとか教員の研修とかをする。研修の中身については、具体的なものがわ
からないというのが先程ありましたけれども、例えば、この事案を基に研
修をするとか、あるいは子どもの権利とか子どもの心理・発達面に関する
研修をいれていくとか、本事案に沿って具体的なことを（本資料の）項目
として入れていかないと抽象的かなと思いました。そして、情報共有の在
り方も生徒の立場に立った生徒指導・生徒支援をする上でどういう視点が
必要かという形でやっていかないと、抽象的なものになってしまうと感じ
ました。

 あと、「保護者との連携」という言葉がでてきますが、それが何を指す
のかということ考えたときに、本事案から何を学んだのだろうかと考え
てみたときには、やはり普段とは違うことを子どもに働きかけたときに、
子どもが下校して帰宅するまでの間に保護者に連絡して「今日学校でこう
いうことがありました」と「子どもさんは心に負担になっているかもしれ
ませんので家庭での見守りや様子を見てください」「何かあったら連絡く
ださい」とか、そのような具体的な連携するのが、本当は大事だと思いま
す。それなのに連携とだけ書いていて何をするのが見えない。本事案か
ら学んだことを具体的に書かないといけないと思います。

 突然のアポなしで家庭訪問をし、そこでかけた言葉も追い詰めるような
言葉だったということから考えると、もしそれをせずに保護者に「今日こ
ういうことがあって家庭で見守ってください」とか「本人の話聞いてあげ

てください」「何かあったら連絡してください」と言ったら、もしかしたら亡くなった生徒さんは、保護者に自分の本当の気持ちを相談して、学校に保護者から「子どもがこういうことを言ってますがどうなっていますか」ということを話をできたかもしれないという思いがあるので、やはりこの「保護者との連携」という部分でももう少し本事案を意識した中身を具体的にしてほしいと思っています。

私の考えの一つ目の柱としてはそのようなことです。

あと2つ目の柱としては後で出てきますが、この体罰防止に向けた対応の在り方とも関連するような、学校要因とか校則とか生徒指導上のルールとかこういったものをまとめて、学校の環境見直し改善という大きな項目の中に、本事例から学んだ問題点とかを検証してアンケートを行うとか学校評価のしくみを見直すとかいろいろ具体的なことはあると思うので、本事案に即して具体化していかないといけないと思います。

あと、3つ目の柱としては、「教育委員会対応の在り方」です。これについても、もう少し事案から学んだ保護者と学校との関係からどういうところを保護者が不満に感じたかなど、本事案から教訓にしたことを基に書いていかなければならないと思います。

全体を読んだ印象から先に申し上げさせていただきました。

委員長

はい。ありがとうございます。
他にございませんか。

委員

私も全体を見させていただいた感想を述べます。

第2回でいただいた資料の肉付けをしていただいたと思うのですが、ただこう生徒指導・いじめ防止・体罰・教育委員会の対応それぞれがばらばらに書かれていて、全体的なつながりがよくわからない。私は、教育の専門でもないのであまり言えないのですが、それぞれについてはとてもいいことが書いてあると思うのですが、それを読んだ先生方が、全体的に何を覚えていっていけばいいのかが本当にお分かりになるのかなという印象がします。今回の事案の再発防止というところでは、何ができなくて何が原因でそうってしまったのかというところの再発防止と考えると、具体性に欠けるなと私も感じてしまう。

例えば、家庭訪問の留意点は、この中に書かれていることで言いますと「チーム学校で対応し、管理職や生徒指導主任、学年主任等と連携が図れていますか」、「保護者に連絡を入れて、了解をもらっていますか（突然の訪問ではありませんか）」など、そういう家庭訪問の場面ではいろいろと書かれていますが、私が見る限り今回の事案でこういったことがきちんと確認できなかったから生徒さんを追い詰めてしまったところがあると思います。それで、ここに書かれているような具体的なことで、ずっと心に入ってくるようなところが他はあまりなかったので、「今回の事案の再発防止」というところからすると、何かこう分かりづらいというか、これを読んだ先生方が、何かできるのかなというのが、全体的な印象であります。今は、インターネットとかあるので、いろいろなところから引用してこられたと思うのですが、ただもっと細かく具体的に書いてあるマニュアルとかはいっぱいあるので、そういう意味では中途半端であるかなと思います。

ます。もっと細かく具体的に書いていい部分も多分あるだろうなという全体的な印象です。

委員 先程の委員の生徒指導の後の保護者への連絡の話、例えば「様子を見てくれ」とかいう話を聞いて当時のことを思い出したのですが、当時、亡くなってからずっと思っているのは、「指導があったことをなぜ教えてくれなかったのか」ということ。結局、私が知ったのは、亡くなってから聞いたのは、葬式も終わって他の保護者から聞いているわけですね。「指導があったみたいだよ。」学校から聞いたのは警察よりも後でした。正直な話、私は先生の行動は自分の子どもを殺しに来たと思っています。何で説明しなかったのか。電話しなくてもばあちゃんに実はこういうことで名前が上がったと一言でも言ってくれば、ばあちゃんの対応も変わっていたはずと思います。

なので、どうしても先生が自分の生徒指導は正しかった。ということのうちの子に対して正当化のように言い訳しに来たかのようにしか、今でも僕は感じていません。それが、指導があった後に連絡もないので、「実はこういう指導をしました」ということを別にお父さんお母さんでなくても別の人に伝えてもらえたら、ばあちゃんでもいいから伝えてもらえば、亡くなることはなかったのではないか。本当にこの家庭訪問はフォローだったのか。調査委員会でもこのフォローという言葉は出てきますが、どうしてもそこだけは先生と話をしていることでも信じられないという気持ちは今でもあります。学校で起こったことに対して、生徒とのトラブルとか親にとっても悪い情報とかを早く親に知らせてほしい。そういう情報こそ、正確に早く伝えてほしい。そういう点で、学校と保護者の連携だけでなく例えば「悪い情報は早く正確に保護者に伝えるべき」と、うたってもらった方がまだいいと思います。

委員長 ありがとうございます。
学校の先生方の方からございませんか。

委員 今、説明があったこの部分においても、私たちの認識とか理解とかが必要になってくると思うのですが、職員研修の中で同じ意識で同じ方向を向いて具体的な事例を基にすると、さらに動きやすいと確かに思います。
各学校で実態が違うので、目の前の子どもたちに対して自分たちがそこに思いをはせて具体的にどうしていくかというときに、こういったマニュアル化したものや、大事なポイントが押さえられているものであると、さらに職員もよりこれ大事だなということで動けるのだと感じました。

委員長 それでは、予定した時刻を過ぎていきますので、2項目に入りたいと思います。事務局からお願いします。

事務局 資料を御覧ください。第三者調査委員会の報告書及びこれまでの本委員会を受けて「いじめ防止に向けた対応のあり方」についてまとめてあります。

まず、第三者委員会で作成された公表版の106ページになりますけれど、

重要な視点は生徒の立場に立った指導であるということ、そして101ページ以降にありますけれども、学校において教職員は生徒の立場に立った生徒指導・生徒支援を実現すること、そしてその中でいじめ対応においては、生徒指導提要やいじめ防止対策推進法で示されるとおり、個々の教師の判断や力量に任せることなく、学校は組織として生徒の指導・対応にあたるのが重要である。対応は事前に十分に協議し、チームで動くことが必要である各学校における委員会やいじめ防止に対する組織等が形骸化していないか今一度見直すべきであると提言されています。

9月の第3回再発防止対策検討委員会に出された3つの視点のうち、「全教職員が同じ課題意識をもつための具体」「一人で対応しないためにはどのようにすればいいか」といったことを基にしてモデルを示すために作成しています。

資料に戻ります。

いじめ防止に対する基本的な考え方としまして、いじめの定義を確認するために、いじめ防止対策推進法第2条といじめの基本認識・態様・構造について記載しました。これにより、いじめの基本的な考え方について再度先生方に認識していただきます。

やはり、いじめ防止のための基本的な方針が文科省からでていますが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であります。

資料を御覧ください。

いじめ防止のために子どもと向き合う教職員の基本姿勢、鹿児島県教育委員会「信頼される教職員を目指してポケット版」に掲載されていますがMomの視点、「見つめる」「思いを巡らす」「向き合う」それらを踏まえて学級担任、教科担任、養護教諭、部活顧問など子どもに関わるそれぞれの立場で、いじめの未然防止の視点でチェックリスト形式で様子を見取ることが掲載されています。

次のページを御覧ください。

次にいじめの対応の在り方についてです。

いじめかどうかの判断につきましては、個の判断でなく組織で行うことが重要です。そこで組織で対応するために、いじめ問題が起きたときに、中心となるいじめ防止対策チームの設置及び構成員その役割について記載しております。いじめ防止対策チームにおいて、この行為がいじめにあたるかどうかの判断をします。いじめ防止対策チームという組織はどの学校でもあると思います。

次のページです。どの学校でも同じものさしで対応ができるように、具体としてまとめてございます。

まずは、課題解決に向けた手順や方法を決定し、共通理解をします。次に多方面からの情報収集・整理による全体像の把握、課題解決のための支援と指導、新たな情報と外部機関との連携が必要な場合などを協議しながら、課題解決の手順と方法の見直しを図るものです。また、関係する保護者との連携の仕方やその後の経過観察情報提供などの依頼も必要と考えております。その手順のなかで、いじめられた子ども、いじめた子ども、周囲全校の子どもへの対応の仕方も記載してあります。その中で、自殺をほのめかしている場合の対応についても記載してあります。

最後になりますが、「いじめに関するケース・スタディ」です。「いじめのサインを発している子ども」や「いじめを訴えた子ども」に対して個で処理するのではなくて、組織で対応することが必要です。そのため、平成30年9月に文部科学省から出されている、いじめ対策に関わる事例集から5例紹介しております。

その中では、いじめの概要、事態の経緯及び対応の中で、教師が事情聴取した内容、指導した内容、その際の保護者の反応、周囲の生徒に対する説明、職員間の共通理解を図るための方法、指導後の支援の仕方等が載っており、最後に事例に対する教職員の評価がなされています。生徒指導に関する事例等の研修で活用できると思います。

以上で、いじめ防止に対する対応の在り方について終わります。

委員長 ありがとうございます。それでは2項目の「いじめ防止に向けた対応の在り方」についての御意見をお願いします。

委員 重ねてになりますが、そのまま資料が各学校の先生方にわたるのかと思ひまして。

今のいじめの報告については、文科省の事例集から参考にされていると思うのですが、こういうところからそれぞれいいところを抜き出されていると思います。ただ、これをやるというのではなく、それだったら兵庫県教育委員会のいじめ対応マニュアルというのがもっと細かく書かれているので、そっちを見てもらった方がいいと思うのですね。そうでなくある程度先生方に共通認識をもってもらうためのものなのか。

委員長 趣旨がわからないということですよね。

委員 そうですね。

読んでみて、私の認識が先生方に1～10まで教えるものなのか。そうではなくて、とてもいいことが書いてあるので、ある程度のことをわかっただけのもの、いわばこれを読めば各学校で何をやればいいのかわかるものというイメージを最初にもってしまった。

そうではなくて基本的なことを学んでもらうものであれば、これくらいのものだと思う。そこの趣旨をもう一度確認をしたかった。

委員 基本的には、事案が発生したときにパッと開いてこういう対応の仕方をやればよい。それぞれの学校で様々な事案が発生すると思うのですが。そのときにその事案に対してはこのように対応すればよいというようなイメージをしているのですが、なかなかそこまで落とし込めてはいないような気がします。実際にどう動くかというのを示していけたらと思っているところではあります。

委員 事例の通りいくわけがないわけですから、似たような事例は起こるでしょうけど、人が違う、環境が違うわけですし、いろいろな状況、家庭環境とか一つ一つ違うわけですからこういうふうにしたらよいというだけの話であって、現場ではそのときそのときに創意工夫して先生方がやらなければ

ばいけないわけですし、創意工夫してアイデアを出す中で、いい発想が生まれていい対応ができるわけですから、それを前提として、委員が先程言った心の叫びを大事にしながら、先程の先生が言った具体的な研修を組みながら、やっていく中で、順番としてこういうことがあったら例えば9月15日Bくんがやってきて泣いてきたときに、まず誰が話を受け止めて、これはもしかしたらいじめかもしれないということで、報告してチームとして関わる、そういう流れだけはマニュアル化しないといけないですけど事例に対する取組は、その場その場で一事例ですから、その場で先生方が取り組むしかないわけですから、機械を相手にするわけではないですから先生方が先程言ったようなことを具体的に落とし込んでいって、それを大切にしてほしい。これだいたい読むのが大変なのですよ。よく書いてはいまですけど。みんなぱっと読んでくれればいいのですがそういう先生方の時間があるのか分かりませんが、もう少し簡潔にしているのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

委員 繰り返しになるのですが、この事案がどう関わるのかどうしても腑に落ちないところがあって、やはり生徒の立場にあった生徒指導・生徒支援があつてからこそ、その中身としてひとついじめと疑われる事案が発生したときにどう対応していくかということが、それ自体が大きなポイントではないのではないかと思います。

先程の生徒指導の在り方のフローチャートにしてもこれで十分だとは思わないし、これでできるのかということは置いて、そのフローの流れとか相談窓口チーム、いじめの場合はいじめ防止対策推進法の23条の中に学校に組織を置きなさいとなっているわけですし、それがこのチームにあたるし、保護者との連携もちょうんと知らせておいて家庭でのフォローをお願いするとか、下の方に、継続した指導支援ですね。継続だって書こうと思えば例えば、少なくとも3ヶ月だとか6ヶ月だとか面接をすることも具体的に書けることがいっぱいあると思うし、いじめの対応の部分とこの生徒指導の部分とは、ほとんど重なるのではないかなと思うのですよ。いじめと書いてしまえば、ほとんど中身が一緒になってしまうような。なので、この事案で問題だったのは、やはり子どもたちに何かあったときに先生たちの関わり方として、どういうふうな流れでどんな対応を具体的にしていくかというところがちゃんとしていなかった、組織的な対応とか情報共有も、やることは基本一緒だと思うので、こう細かく書いていると逆に分かりにくいなというが、何がここで問題だったのか大きな視点でここを整理しないと、何でこれが使えるのかがわからないなと思いました。委員がおっしゃったように文科省の事例集を引用したところで何かあまり役に立たないと思うし、それだったら文科省の事例集があるので見てくださいとアナウンスすれば十分だと思うし、いじめ対策推進法とかいろんな法令があるのでそれを見てくださいと。もしかしたらアナウンスすれば十分だと思うところもあります。事例を使うならまさにこの事案を使ったらいいのではないかと、この事案ではこういう対応をしているけれど、本来はこうすべきだったという。ケースを載せるなら、まさに今回の事案を載せ

た方がいいのではと個人的には思います。

委員 はい。今、委員がおっしゃったように、今回の事案は必ず研修等に入れるべきだと思います。

委員長 ありがとうございます。他にありませんか。

委員 はい。今、みなさんがおっしゃっていたのは、多分全部生徒指導の中に入ってきますよ。いじめだろうが、不登校だろうが、暴力行為だろうが、結局生徒指導なので、出たことを細かく分けなくて、もっと何というか、共通項をビシッとひっつけて、何か問題行動があったときはこうしましょう。例えば今回の事例ではこういう問題がありました。最初は、多分いじめだと思いました。そう思ったときに、どうすべきだったのでしょうか、加害者と言われている方の対応、親御さん息子さんたちの話も出てきました。そうしたときにどうすべきだったのでしょうか。というような形で、何というか生徒指導の一つの代表のような形で盛り込んで、作っていった方が良さそうな気がします。例えば、不登校であっても使えるように、いじめだったらいじめが分かりました、さあどうしましょうという形で、生徒指導という形で作っていった方が良さそうな気がします。だいたい同じようなものを書いてあります。

委員長 はい。ありがとうございます。学校の先生の方から何かありませんか

委員 先程、研修の話がでたところでありましたが、うちの学校というのかこれまでの学校における研修は、大概、今、何年何組の子どもさんがこうこうでというような、いろんな事案を基にしながら、担任がどう対応をしたかあるいは養教がとかそういうような研修がなされている実態です。先程もありました奄美市の方でやっている研修もですね。主任があるいは担当した者が、報告あるいは実践や研修会などそういった形で各学校において行っているわけですが、今このケーススタディーとかいろいろな場面が想定されるわけで。解決する見通しをもたせるための一つの紹介・事例という形で参考になる。本市の事案を基にしながら、どこが課題だったのかよい事例となると思います。あと、他のサービス関係とかでは12ページにもありますが、こういったセルフチェックなども活用していけたらよいのではないかと思います。

委員長 はい。ありがとうございます。
他にございませんか。それでは3項目を事務局の方からお願いします。

事務局 よろしくをお願いします。

不登校への対応ということで、調査報告書の提言5、103ページに生徒の不登校は、問題行動とは捉えずに支援を行うこととされていることというような視点が紹介されています。それと第5回の再発防止対策委員会のなかで、再発防止策のまとめとして、2つの視点が示されました。一つ目が生徒指導における組織対応の在り方、2つ目が児童生徒の心に寄り添う指

導の在り方，この大きな2つがございました。その2点を踏まえながら不登校への基本的なアプローチから説明したいと思います。

資料になります。大きな柱としましては、「不登校への基本的なアプローチ」，「不登校が生じないような学校づくり」そして3つ目の柱になりますが，「不登校児童・生徒への対応」という大きく3つの柱で作成いたしました。

それでは，柱1の「不登校への基本的なアプローチ」につきましては，不登校についてどのような基本的な姿勢をもち，臨んでいくかというようなことで書かれています。そして1番目のところに「不登校とは」ということで先生方に改めて定義を押さえることが大事なことはないかと思い記載してあります。2つ目は，「不登校の最終目標は社会的自立」ということで，これは昨年の10月に文科省から出されたものであります。3目になります。「不登校の要因を見極め，適切に対応するための必要な連携ネットワーク」ということで，先程参考資料をお配りさせていただきましたが，いろいろな要因が不登校では考えられます。単年度，単年度で終わるのではなく，やはり継続的な支援を進めていく必要があるということで別紙でお配りしました「児童生徒理解・支援シート」を作成しまして，小中高等学校の中で，学校種を超えた生徒支援等が必要ではないかと思うところ です。

次のページを御覧ください。

その中で4番目になりますが，不登校の児童生徒を，適切な働きかけや支援を行い関係を構築した上で，適切な働きかけを行い，保護者と学校とのつながりを構築しながら，児童生徒が社会とのつながりを形成し，主体的に歩み出せるための援助を行うという視点が非常に重要なところだと思います。

5番目は，不登校につきましては，様々な要因がありまして，その中でも「家庭の教育力」というのが非常に大きなポイントになることを含めて記載いたしました。

真ん中にある「不登校が生じないような学校づくり」というところでこれも調査報告書の中の提言5にもありますが，未然防止のポイントとした子どもたちにとって居心地の良い学校，あるいは温かく受容のできるような学校づくりというのを心がけていかなければならないということでポイントを3つ示してございます。一つ目が，温かい学校・温かい学級づくりということで，そこにア・イ・ウ・エと4つ記載いたしました。二つ目が，学校と保護者の信頼関係づくり，三つ目が中学校区における小中連携等の推進というところです。具体的なイメージとしましては，上の方に示してある形となります。学校・保護者・中学校区の3つがつながって子どもたちにとって居心地の良い魅力のある学校づくりを構築していくための概念図となります。そして，下の方になりますが，早期発見に向けてということで，やはり子どもたちの変化を常に見取っていくことが必要ということで，3点挙げてございます。

1つめが，児童生徒の様子についての把握ということで，子どもの変化をしっかりと見極めるそして情報を補完し定期的なアンケート等を実施していくということ，それと2つ目がどうしても学校に登校しにくい状況ということをしかりと把握するためにも，欠席・遅刻というのをも把握してお

く必要があるということです。3つ目が、情報共有による共通理解ということになります。次のページを御覧ください。特に学校の先生方に見てほしいようなサインの具体例。そして家庭の方において、自分の子どもの様子の変化を見取るための一つの例となります。チェックするもの一つとして出せていただきました。3番目が即時対応への取組ということになります。「心に寄り添い、心を傾けて聴く」ということの中に、欠席の原因は何かということでも6つある中からイメージしやすいように挙げてございます。次になりますが、やはり早めに気付いてあげることが大事だと思います。あるいは、家庭と連携を取りながら家庭訪問をすること等が一つの方法・手段になると思います。家庭訪問での留意点ということで、そこの方に記載してございます。30ページを御覧ください。これまでの中で、2番目の方では、不登校の起こりにくい学校ということでございますが、次はどうしても不登校になってしまった場合の対応につきまして、1番目、欠席が長期化している児童生徒への対応というところを示してございます。まず、そのところに3点ありますが、定期的な家庭訪問によって確認していく。児童生徒や保護者に寄り添う柔軟な対応、3つ目が保護者との連携というところであります。面会時のポイントとしてそれぞれに挙げてございます。まず直接子どもと面会できる場合、できない場合ということで3つのポイントが示してございます。

次のページになりますが、校内別室登校への受入態勢につきましては、学校には行けるが教室には入れない児童生徒の場合の受け入れ態勢について記載いたしました。次のページを御覧ください。奄美市適応教室（ふれあい教室）及び関係機関との連携ということで、先程は学校には行けるけれども教室には入れないという場合でしたが、この場合につきましては、学校にも登校が難しいという場合につきましては、このような受入態勢を整えているというところで、奄美市における不登校支援連携態勢を示しているところでございます。以上です。よろしく申し上げます。

委員長

はい。ありがとうございました。

それでは3項目の不登校児童生徒への対応の在り方の意見交換をお願いします。

委員

不登校の件ですが、文科省も出している通り不登校は問題行動ではないというのがありますので、それは頭に入れておかないといけないと思います。一度、フリースクールの代表の方の講演を聴いたことがありますけれども、不登校には確かにいろいろな要因があって、例えば家庭の理由、友達関係、学校での先生との関係など、その中でひとつすごい気になったことがあって、子ども自身が理由がわからない、理由がわからないけど不登校要はなんで自分が行きたくないのかがわからない、意外とこれが知られていないことらしくて、みんな何故不登校なのかと理由を探すのだけれども自分もそれがわからない、不登校の現状から抜け出せないという子どもがいるということを知りました。これが意外と多いらしくて、行きたいと思うけれども足が進まないというのがあるので、やはりすべてにおいて理由があるわけではないという視点をもっておかないと間違った判断、例えばこの子は友達との関係性でと間違った判断で走ってしまうと、非常にま

ずい可能性もあるのかなと思います。

資料に出てくるスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーがサポートネットワークに入っているのは、今回意見書の中にも入れたのですが、当時の〇〇中のスクールカウンセラーは、心理の専門職ではなく、元教員ということ。ソーシャルワーカーも社会福祉の専門であって教員でもある（心理の専門職ではない）ということがあったので、少し気になっていて今現状は奄美市ではどのような方が配置されているのかお聞きしたいと思います。

事務局

はい。奄美市ではスクールソーシャルワーカーは今現在10名おりまして様々な方がおられます。もちろん、学校を退職された方もいますし、福祉の方で働かれた方もおります。

SSW（スクールソーシャルワーカー）については、学校と外部団体をつなぐ働きがあるというところで、比較的いろんな業種の方と円滑に情報連携を図ることができるというところも大事な事なのかなと思っています。あと、県のスクールカウンセラー事業というのがありまして、今奄美市では、5名のスクールカウンセラーが、配置されている現状でございます。いろいろ学校を回りまして、一つの学校に対して割り当ての数の制限もあります。

委員

その県からの方は、心理の専門家と考えてよろしいでしょうか。

事務局

県からのスクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士の方が配置されております。

委員

なぜこの質問をしたかと言いますと、前回の会議の中でも、第三者の目線という形であがっていたのです。元教員だけの方でもし固まってしまえば、目線は教員目線なのかな。ですから、県の臨床心理士にしる資格をもった方が常駐しているわけではない状況にあるわけで、やはり第三者の目線は大事だなというのを前回の会議でも思った次第であります。予算が決まっている中で難しいことではあるが、今後スクールソーシャルワーカーとかについても専門的な知識や知見をもった方が配置できるようになっていけばいいなと私は思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

先程出た、理由がない不登校が確かに増えていると感じています。いろいろ理由を聞いて、それを解決しようと教員も保護者も努力するのです。かえって、そうやって解決しようとするのが、子どもたちを追い詰めていないかなと感じて、実は見守るという方法もあるのではないかと家庭訪問をしたり保護者と連携をとったりしながら、本人をそっとしておく時間ということが必要になってきていると感じます。

あと、本校では県のSCや市のSSWがいます。県のSCが臨床心理士の先生で、アドバイスをいただきながら関係機関につなげたり、保護者の意見を尊重したりして、実際に病院に通っている生徒もいます。そのよ

うな形で、関係機関と連携することをやっています。そして、そこでの会の内容とかも校長が生徒指導委員会の後に、「こういうことがありました」という話は必ずあって、全員で共有しないとイケないところは、共有しているところです。

この資料をみたときに、項目ごとにすごく分かりやすく書かれていていいなと思ったのですが、先程からでている本事案を意識しているかというところ、どこを意識しているかなと少し漠然としている気がしました。しかし資料としてすごく教員の視点では、項目ごとにチェックリストがあったりフローチャートがあったりして分かりやすいと感じました。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 同じような話になりますけれども、本事案との関係でどこが問題になったかを考えると、結局9月に泣いて保健室に行ったときの対応やその後のフォローをちゃんとしなかったから、その後も同じような困り感が続き結局欠席してしまい、不登校とまではいえませんが欠席してしまつたと。それを受けて、担任の先生が一人で出てきた子に、紙を渡し紙に書けると、そこでの対応もその子の思いに寄り添えていない対応をしてしまい、心を傾けて聴くではないけれども、やはりこういうことができていなかったことが、不適切な他の生徒への指導につながり、例えば養護の先生とかいろんな関われる先生がいるにも関わらず、一人で全部してしまいやってしまったところが、結局不登校を解消しなければという思いとか本件との関係でどこが問題になったのかを書かないと、結局一般論になってしまうのかなと思います。結局は生徒指導という大きな中で、子どもにどうやって関わっていくのか、ということが求められているのではないかと思います。

あと、先程の欠席理由がわからないということが勉強になりました。あとひとつ、私の狭い知識なのですが、学校自体が不登校の原因になることもあるのではと思っていて、今回のケースがそうとは言えませんが、それこそ学校が管理的だったり、体罰があったりしたら、それで不登校になるかもしれないし、そもそも理由がわからない中に入っているかもしれないと思いますが、集団が苦手というお子さんもいらっしゃると思うので、欠席の原因でいうとその子の要因ばかり書かれていて、それ以外のことが何も出てきてないので、学校側の方のことももう少し考えていった方がいいのではないかと思います。

委員 確かにないのですよ。ないというか、わからないのですよ。原因さがしなんかしない。ですから、一応は本人から聞きます。「そっか、そっか」で。あとこれは、追及していかない。原因なんてわからないもの。本人が思っている原因が本当の原因ではない場合だってあるわけです。実はこうだったかもと、あとで本人が気付くものであって。僕とかそういう仕事をしている人たちは、原因が何かというのはそんなに気にしないで関わる。ですから、原因は何かと原因が複雑すぎると原因探しすると本人がつかなくなる、と思ってやるわけです。だから、やはり原因にはこだわりません。それと、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが入る意味というの

は、今委員がおっしゃったのですが、社会の風を入れるわけですから、学校側に立たないというのが前提。ソーシャルワーカーは環境的なことを強く考えながら社会の風を入れる。カウンセラーは、内面的なことを中心にしながら、社会の風を入れる。という2色が入ることで、第三者の目、社会の風が入ることなのですよ。ただ研修は必要ですよ。しっかりした研修が必要です。あと一つ、専門職を入れるのは厳しいですよ。今、頑張っている人たちのスキルを上げていくことが十分だとか難しいですよ。ですからある人材をどう活用して、しっかり研修をして取り組んでいく。今回のことだって、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが関わったら絶対変わってきていたと思うのですよ。ですから、そういうものをもっと活用して頑張らせたらいいと思います。

委員長 不登校に関しましては、他にございませんか。
なければ、ここで休憩をはさみたいと思います。15分ほど休憩をいれたいと思います。

委員長 それでは後半の方に入りたいと思います。それでは事務局の方からお願いします。

事務局 はい。それでは、体罰・暴言について私の方から説明させていただきます。こちらの体罰・暴言につきましては、第三者調査委員会の先生方がまとめられた報告書の3章にあります「自殺に至るまでの背景」と「当該中学校における指導の検証」という項目の中で、「当該中学校における日頃の生徒指導」ここの教員による体罰・暴言という中で先生方がヒアリングを行った際に、普通の生徒の中から具体的な体罰に関わる証言があったということで報告が掲載されております。その中で、叩く・殴る・また荒い言葉・そして暴言の事実があったという旨が述べられております。公表版の37ページから39ページに書いてあります。また、88ページには市教委の事後対応についてというところの市教委のアンケートから判明した事実・課題という項目の中で、(3)で「暴力・暴言は止めてほしい」ということで具体例が載っております。中身は、いきなりきれて叩く、暴力をふるう先生が何人もいる、というふうな子どもたちからのアンケートの結果が掲載されております。先日我々がまとめました、指摘事項の検証において再発防止に向けては体罰に頼らない指導、心の指導を指摘していることから、今回まとめさせていただきました。それでは資料に入りたいと思います。大きく3つの大項目でまとめてございます。一つ目が体罰・暴言に関する基本的な考え方についてということで概要を述べて参ります。1-1です。体罰の概要についてということで、体罰の禁止は法で決められているということ。そこを簡潔に理解してもらうために載せてございます。大きな2番目です。体罰というのは、子どもの人権を侵害するものだという事です。国連の「子どもの権利条約」においても、日本はこれは1994年に出されているものですが、第19条の中で、あらゆる暴力から子どもが守られていることが明記されております。これらのことから、体罰は法律に違反する行為であるとともに、子どもの人権を侵す行為である」ということを先生方に分かってもらうよう、そこに記入いたしました。これらを受

けて、教職員でということですが、こういう言葉をスローガンにしていけばどうであろうかという言葉が下に示してございます。○体罰暴言を認めません。○体罰・暴言に頼りません。○体罰・暴言をさせません。ということ。3つ目は、体罰の現状について、平成30年度版の調査結果からですが概要を載せてございます。一番下のところは、それぞれの先生に投げかけるものでございます。

次のページです。体罰・暴言が与える影響についてということで、2番目に載せてございます。一つ目に体罰・暴言を行うことによって、人間関係が悪化する。肉体的・精神的な苦痛に加えて、信頼関係の構築に支障を来す。ということ。2つ目はそれだけでなく脳や心への影響。成長の過程において、医学的にも身体に及ぼす悪影響が指摘されています。そこに子どもの頭の形が載せてございますが、前頭前野の萎縮やストレスの原因になるということと、成人に向かう過程においてトラウマとなって、これらのことが悪影響を及ぼすのではないかと、先々にはアルコール依存や薬物依存につながっていくのではないかと、というところも指摘されています。

3つ目です。体罰・暴言の中によく言われる体罰の他、暴力を肯定化するものになってしまう恐れです。暴力を行っても良い、これくらいだったらいいだろうというものを子どもの前で見せてしまう、またそれを受けた者が、今度は成長して大人になったときに、自分の子どもにまたは別の子に体罰を行うものになってしまうという恐れがあります。一番下のところは、先生方に投げかける言葉になっております。

次のページです。体罰・暴言の防止に向けてということで、どのようにすれば防げるかということで、まとめてございます。一つ目は、先生方一人一人の意識を変えるということで、どのようにすれば意識を変えられるかということで、概要を述べてございます。体罰正当化の否定をすること職員間の相互確認をすること、研修機会の確保をしてそれを継続的に行うこと、体罰は法律違反行為だということを中心に、子ども一人一人が人として尊重される存在になるよう体罰・暴言をなくしていこうと先生方に訴えています。2番目は、アンガーマネジメントです。いざというときに、どのようにすれば自分自身を抑えることができるかということとその具体的な場面を想像して、3段階で記してございます。3番目です。チーム学校として、この体罰・暴言は絶対だめなのだということを、保護者・地域とともに取り組んでいく。残念ながら、保護者の中、地域の中には「うちの子どもはいうことを聞かなければ少しくらいたたいてもいいからね」というようなことをおっしゃる方もいます。そういったものは、絶対にいけないものなのだということを、年度当初に、学校全体そして地域全体で保護者に向けて発信していくことが大事だと思います。

最後は、また先生方へのメッセージです。次のページです。こちらは、職員研修の機会を想定して、ケーススタディーあなたならどう対応しますかということで4つの場面を設定しました。

研修の中で、小グループで何がいけなかったのか、このときどうすれば良かったのか、では自分であればどう対応していくのかということを具体的に先生方で詰めていっていただければ、そのことが体罰防止・暴言防止につながっていくのではないかと考えました。簡単に例を述べますと、事

例1, こちらが, 授業に遅れた場面, これに関しましては奄美市で実際に起こった場面として引用しました。事例2です。部活動の場面での指導です。鹿児島県内のある市で映像が撮られて, そこでの場面を想定して掲載しました。3つ目です。授業中における声かけです。これは, これは子どもたちにできてほしいという思いから発したと書いてありますが, 教師からの心ない言葉から子どもの心が傷ついていくところを想定したものです。事例4です。昼休みの児童間の些細なけんかへの指導です。教師自身は, 手をくさなくても子どもを使って実際は体罰にあたるものを行わせている。というところでこういう事例もあっていいのではと思います, 掲載いたしました。最後はまた, 投げかける言葉となっております。最後はチェックリストとなっております。こちらは, 学期に一度取り組んでいただくことを想定いたしました。項目はおおまかなものですが, 12項目にわたって掲載してございます。先程, 委員からもありましたけれども, チェックリストを使ってその都度その都度自分自身の行動・言動を振り返っていただいて, それ以降またはそれに近いものをなくしていこうという意識を高め合っていければと考えて作成したものでございます。説明につきましては以上です。よろしくお願ひします。

委員長 はい。それでは体罰につきましての, 意見の交換をお願いいたします。

委員 体罰防止のところそれからいじめ防止, 不登校にも関したのですが, ヒヤリ・ハット, 体罰というほどでもないけど, ちょっと強いくとか, けがはさせないのだけどちょっとヒヤリとした。そういったところを書き留めてそれを職員で検討するのですね。それを検討することによって, その実際の事故までには至らせない。その体罰するときには, 実際にいうと体罰する前に, やはり強めの言葉が必ずある。そういうところでの検討というのを学校でやっていただきたい。そこに, 保護者や例えばPTA会長に入ってもらおうとかという形で, 少し外の目を入れることによって, ある意味抑止力になったり, 先生方に対する意識の向上につながったりするのかなと思います。これはいじめに対してもそうなのですが, いじめがちょっとしたふざけあいみたいなところで, その事案についての話し合う機会を設ける。その場合においてもやはり外の目を設ける。保護者だったりあるいは地域の人が入ってきたりというのもやってもらった方が私はいいのではないかなと思います。もちろん体罰をさせないということも大事なのですがちょっとしたことが体罰・いじめにつながるので, ぜひ外の目をいれていただきたいと思いました。以上です。

委員長 ありがとうございます。

委員 はい。体罰に関することなのですが, 先生の視点でのチェックリストがあるのですが, それとは別に私の私見なのですが, 生徒の視点で書けるアンケートを実施したらよいのではと思います。なぜかというところ, 他の業界, 外食とかにもお客様アンケートみたいなものがある, 確かにいろいろと書かれるのかもしれないです。例えば体罰・暴言は今までありませんでしたかということ, 他にも学校について思っていること, 先生につ

いて思っていること、伝えたいこと、言いたいことはありませんか、という質問を入れて、こういう質問を入れると確かに、例えば今回うちの子が亡くなった後のアンケートのような話も出てくるだろうし、逆にもしかしたらこういうことを救ってもらった、ありがたかったという話もでてくるかもしれないし、だからそれをみんなで共有化できるのかもしれない。その生徒のアンケートを実施してそれをまた先生方がフィードバックする。なければならないで生徒は書かないと思うので。一つの確認という意味で。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 実際の学校で研修をするときに、今の体罰に関する流れというのは非常に分かりやすいと感じました。他のいじめ・不登校・体罰・全てに共通するものが一つでてくればいいのでしょうか、それぞれ問題事例がでてきたときに、どう向き合ってどう対処しているか、それを少し具体化したものであればあるほど、職員が当事者意識というか自分だったらこうするんだということにつながり、これを自分の頭の中でどんなときにどんな形で継続的に研修していけるかと考えたときに、非常にこの流れは自分は分かりやすかったと思います。以上です。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 今までの意見と重なるのですが、私もやはり第三者の目とか保護者・生徒の目や実態調査みたいのものがあつたらと思っています。報告書の提言4の最後の方にも書いてありますが、次の教育相談態勢のところアンケートのサンプルがありますけれども、これを見ても、学校での生活やいじめとかはありますけど、先生のことで困っているとか体罰とか不適切な言動とかそういったものはないので、そういったものをとることが防止にもなるし、もし発生した場合の仲裁につながる場合もあると思うので、ぜひアンケートはしてほしいと思います。あとは、どのように学校側がやれるのかはわからないのですけれども、例えば提言4には、学校評価や自己評価の中にそういった項目を入れてほしいということ書かせていただいたので、そういったところを取り入れていただくとか、あるいはアンケートで書きづらければ、相談窓口を作るとか、もっと具体的な防止策を立ててほしいなと思います。あと入れるのであれば、ここかなと思うのですが、自殺の原因の考察の60ページには学校要因という項目がありまして、体罰や暴言だけでなく幻覚などのストレス、学校環境とかストレッサーだったという指摘もありまして、例えば校則とかルールとかいろんなところで子どもたちがストレスを抱え、追い詰められているところも指摘されていますので、学校要因・学校環境の改善・見直しのところも力を入れていただければと思います。報告書では提言3の最後の方に生徒指導のところ、校則やルールとか書かせていただいているので、生徒指導のところか学校環境のところかどちらかの方で入れていただきたいなと思っています。あとこれは情報提供にもなるのですが、先月2月に文部科学省ではなくて厚生労働省の方が、「体罰等によらない子育ての推進のために」というガイドラインを出してしまして、ここには教育関係者もこうしてくださいとはっ

きり書いてありますので、この中には体罰だけではなく、暴言などこういう言葉が子どもに与える影響とか書いているので、先日出されたばかりではありますが参考にさせていただいたらいいと思います。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 体罰とは違うと思うのですが、いわゆる教師に対する暴力とか子どもたち同士が暴力をしているときに、それを止めたり自分が殴られそうなときに殴ったりするのは正当防衛ですから、その意識は入れてもいいのかなど。そこで物怖じしてもらったら困ると思います。そうなったら暴行事件の話なので、もう直接警察との連携をどう考えるかというのをやっておいた方がよいのではないかと思います。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 (資料の中に) 書けるかどうかはわかりませんが、外の目を入れるとか。アンケートなんかとって、生徒に意見箱設置することも大事だと思います。あと、先生方は頑張っていると思うのですよ。問題が起こったときは、本当は喜んでほしいのですよ。「成長させてくれるチャンス」「この子の発達のチャンスだな」なんて、そういう発想があれば怒りは生まれませんからね。発想を変えるというか。何か問題が起きるといときは何かその子の状況が投影されているのですよ。ですから投影されているということは、その子の課題が見えるのですよ。ですから、その子にとっての「課題が訪れた」と捉えるとあまりイライラしない。見方を変えることが大事です。

委員長 はい。ありがとうございました。体罰につきまして他に意見がありませんか。それでは、次の項目5の教育相談態勢の在り方についてお願いします。

最初に事務局の方からお願いします。

事務局 よろしくお願いいたします。

教育相談についてですが、まず第三者委員会の調査報告書64ページから65ページにかけてこのような文章が述べられてございます。

「教育は人ありきである。子どもは一人一人様々な背景や性格、特徴を身に付け、話す言葉や表情であっても個人差が非常に大きいことを忘れてはならない。子どもに対するとき、適切な生徒理解やコミュニケーションスキルが伴わなければ、教員の思いや気持ちは、その子どもにとって逆に有害に作用する可能性もある。場合によっては、その子どもにとって一種のトラウマ背景にもなる。」また、この報告書の48ページでは、本事案にからめまして、9月・11月のBさんに対する対応の不適切さということで該当教員の対応についても指摘をされているところでございます。そのような状況を改めるための方策の一つとして、教育相談がやはり考えられます。それで、本項におきましては、4つの項になっています。まず、最初は、教

育相談の基本的な考え方について2-1から2-3までございますが、いくつか考えられる教育相談の進め方。そして最後、3つ目として教育相談に対して、特に学校における校内態勢の整備について、最後各担任の先生方を中心に子どもたちと接しているときに、こういう状況になっていませんかと自ら振り返ることができるように、チェックリストを作ってみました。

それではまず1番目の基本的な考え方についてです。

まず、教育相談はそこに書いてありますけれども、「児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活に良く適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るもの」でございます。では、その視点に則って具体的にどうするかといいますと、「いつでも・どこでも・だれでも」なされるべきであると、ただ単に問題が発生したからそれを解決するために行うものではない、「いつでも・どこでも・だれでも」それを基本としなければならない、と書いてあります。では、続きまして、対象はどのような児童・生徒かと申しますとこれもだれもがという言葉があったとおり、例えば不登校で困っている子、いじめをしたりされたりすることで悩んでいる子、反社会的な行動をしてしまう子はもちろんなのですが、そのような子たちだけを対象にするのではないということ。受容的な態度と共感的な理解が大切なことはいうまでもなく根っこになるのですが、人の気持ちに寄り添いながら、相手のつらさ、悩みを自分のこととして感じるができるまで、とことん聴くことが大切であると。そこをベースに行ってほしいということです。

それでは、対象を学校としたときに学校における教育相談の有益なところは下の三つです。早期発見・早期対応が可能である。援助支援が豊富である。担任の先生、管理職の校長先生、教頭先生、養護教諭の先生方よりは、いろいろな先生方がいらっしゃいます。そこで、一人の児童生徒に対して、多様な関わり方、例えば何か問題が発生したときに改善を促す場面が考えられるでしょうし、先程議論の中で、集団が苦手というのがありました。そのような子どもたちに対してはやはり特別支援教育の視点というのにも必要になってまいります。ですので、いろいろな多様な見方で教育相談を進めていくということが必要になってきます。学校であれば、連携を図りやすいというのがあります。各関係機関、相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、状況によっては警察も関わってくると思います。

それでは資料を御覧ください。教育相談の進め方ですけれども、3つに分けてあります。一つ目が問題解決的教育相談、二つ目が予防的教育相談三つ目が開発的教育相談です。一つ目の問題解決的教育相談ですが、教職員の子どもたちに対する観察力が必要になってくる、ずっと子どもたちを見つめながら、背景に何かないか、あとそのときに何か問題はないか。その問題に気付いたときは、今度は、実態を明確に把握していかないといけないと思います。その際は、問題行動だけではなくて、その背景に関わるものも大切な見方をしなければならないと考えております。解決に向けてケース会議を開いていく。

次のページになります。その際、効果的なカウンセリング技法として述べられていますので、これについては、表を御覧ください。

続きまして、2-2 予防的教育相談のところでございます。何も問題が

起きていないから何もないではなくて、そういうときこそ、信頼関係を築き上げていくチャンスだということで、もちろん日頃からの接し方による児童生徒との関係、また例えば、保護者との連携を図って関係を深めていく「こういうことがありました」と電話一本でも保護者の気持ちが変わっていくということも考えられます。

続きまして、2-3 開発的教育相談の進め方でございます。この項にしましては、1・2と異なるところは、このような子どもたちの資質・力を高めていくようにしましょう。そこで、今日お配りの資料にも言葉が入っているのですが、子どもたちの学習能力や思考力、社会的能力、情緒的豊かさの獲得のための基礎部分ともいえる、心の成長を支え、底上げしていくものです。では、開発的教育相談のポイントとしては、やはり学級の雰囲気づくり、そして帰属意識の維持、そして(5)にございますが、学習意欲の育成、例えば意欲がわくようなほめ言葉、認め言葉、すなわちこれらのことによって、子どもたち自分自身が自己を肯定的に見つめる力を育てていかなければならないということです。このことにつきましては、今日配られています加古川市の資料の中の4ページでございます。その中でも、いじめ問題に関する基本的な考え方のところで、キーワードは「居場所をつくる」ということが述べられております。

次のページに入ります。3番、教育相談態勢の充実です。これは学校内での、校内組織の教育相談態勢のところで確認いただきたいと思えます。

(1)のところで生徒指導に対しての共通理解を深めなければならない。全職員による共通理解そして共通対応をしていかなければならない。そして(4)組織内の分掌の役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにしていかなければならない。あと2番、保護者との連携、3番、関係機関との連携と書かれていますが、そこはお読みください。

最後のページになります。教育相談のケース・スタディとありまして、このような自己を振り返るチェックシートですが、このことにつきましては報告書の51ページになりますけれども、教諭などの対応が事例に挙がってきた子どもたちとまとめて指導したとあります。その視点から振り返ったときに、やはり、指導しているのだけれども、いつの間にか尋問口調・説教口調になっていなかったか。また、2番まさにこれだと思うところですが解決を急いでいなかったか、それに応じて一方的ではなかったか、また4番、過剰な指導意識がでていなかったか、そういうことを振り返りながら教育相談を進められればと思います。以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

委員長

はい。ありがとうございます。教育相談の在り方につきまして御意見を申し上げます。

委員

いいですか。書かれていることをやりさえしたら、大丈夫とは思いますが、今回の事件というかそれに引きつけていいますと、体験内容は一緒でも体験形式・様式なんていうのは、一人一人違うのですよ。同じことを同じ場面でやったとしても、一人一人のそこでの体験の仕方が違う。ですから、一緒くたにしたらだめなのですよ。同じようなことをやっても、一人一人違うわけですから、一緒くたにしたらだめ。だから、今回時間がな

かったのだとしたら、グループワークするべきですよ。グループワークして、グループの中で「今回ああだったのだよ。こうだったのだよ。」と自分の考え方が分かって相手の意見を聞きながらというような。そういうのは、やはり研修しかないのでは。研修をやれば大丈夫だと思います。すごく細かく書いてくれていてちょっと読むのがうんざりするぐらい。委員が言ったように全部一緒ですから。項目は分かれていますけど。だから最低限の基本的な自分のありかた、最低限守るべきこと、どういうアプローチをするかをしっかりやれば大丈夫では。その上でチームでやるということに約束すればいいと思います。

委員長

はい。ありがとうございました。

教育相談の態勢については、学校の先生方から何か実践例とかありませんでしょうか。

委員

すごく、自分も読んでいて勉強になるなと思いました。

実践例で言えば、生徒の心に寄り添うというところと保護者の心にも寄り添うということで、保護者の方も困っていて、学校に相談態勢をつくって、いつでも来てくださいねという形で一年間進めさせてもらったところではありました。不登校のことで保護者の方が困ったり、精神的にも悩んだりする方も多いので、学校に来てみませんかと呼びかけ、放課後來校していただいて、校長室の方で自分と管理職にも入っていただいて、「こういうことをしてみませんか」と投げかけて話を聞く機会だけでもいいのですが、そういう形でやった経緯があります。あとは、全職員でかかわっていきましようということで、今年は授業中の巡回指導も、各教科の先生方をお願いして「入っていいですか」と言ったら、監視するとかそういうイメージではなくて、ただ入って「頑張っているかな」とちょっと様子を見て、困っている生徒がいたら座って「ここはこうだよ」とか「ちょっと頑張ろうか」という声かけをすることで、少し授業の様子をみることで前向きに頑張る生徒が増えたのかなと思っています。そういう取組を今年一年間したところでもあります。

委員長

はい。ありがとうございました。

委員

関連して。

うちもそういう取組をしているところなのですが、本校では〇〇ノート、日記みたいなものなのですが、それに書いてあるようなことを拾って、相談とか話を聞く取組をしています。予防的な形にはなりますけど。そういった相談もあると思います。後は、話を全体的に聞きまして健康観察をしていただきたいということで、それを一年間通してやっています。それと、生徒を一人一人よく見ていたら、変化を早めに共有し合うという形で進めています。

委員長

はい。ありがとうございました。

委員

まとめると3つなのですよ。

引っぱってやる指導ですね。あと第三者調査委員会が言っている支援、支援というのは一緒ではないですか。あと一つは、主体性を見守るというか、自立を見守るというか、後ろからついて行く、本人について行く、だから生徒にどのアプローチが今、必要かということを考えてら分かりやすいと思うのですよ。今は、引っぱってやったほうがいいのか。支援的にやった方がよいのか。あるいは寄り添って任せてみようか。どのやり方が必要か、考えたらだいたい配慮の仕方が分かりやすいと思うのですよ。

今回のX先生は、押して押して押してと、ですから指導が過指導になっているのではないですか。なぜ、過指導になるかということ、熱意が入りすぎなのですよ。熱意を込めているために自分の動機に無自覚になっている。指導が過指導にならないために、検証が必要なのですね。指導が過指導になっていないか。あるいは支援をやり過ぎたら過干渉になりますからね。だからその熱意というのを検証しないと、その熱意が悪い方に行っているのを分からなくするのですよ。この3つの関わり方を学んでほしい。もう一回言いますよ。指導がやり過ぎたら過指導になる。支援をやり過ぎたら過干渉、大きなお世話になる。あと主体性を保障することをやり過ぎると本人任せになって無責任になる。こっちの悪い方に行くポイントは何かということ、動機を無自覚にさせる熱意ですよ。ですから、その熱意をどう検証するか。簡単にいうとこういうことですよ。こういうのをやれば、何とこののですか。いろんな生徒にとっても、また一人の生徒にとっても、時間の経過の中に応じて熱意を変えないといけないですからね。人間ですから波がありますから。気が滅入ったり、いろんなことがストレスになっていたり、お父さんとお母さんがけんかしていてアーとなったり、友達に無視されたりということで、波がありますから、そのときの状況・状態を見ながら関わり方を変えていくということが大事ではないかと思います。

委員長 はい。ありがとうございました。

委員 学校で担任とか分掌を任せられていることに対して、どうしてもこう先生方は、まじめで一生懸命やろうとしたときに、責任をもってやらないといけないというのがあったときに、相手はそう思っていないなくても不信感がある。そこに気付けないままにいる。だから先程も説明があったように、いろいろなチャンネルがあって、学校でこの先生に話したいなとか、この先生だったら強く言っても大丈夫かなとかそういうチーム以上の考え方とか、どうしても担任制であるとか生徒指導主任・係であると、そこに対する想いが強くなってしまって、今言われる行きすぎた場面がでてくるので一回職員の中でもきちんと自分たちができる部分とお互いにチェックを働かせてやっていくことが大事だと感じました。

委員長 相談につきまして、他にありませんか。それでは、教育相談を終わりました教育委員会からの対応の在り方について事務局からの説明をお願いします。

事務局 お願いします。「各学校の取組を徹底するための調査・確認・指導助言等について」です。市教委においては、各学校におけるいじめ早期発見の

手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等を徹底させるとともに、管理職はもとより、初任者や学級担任をはじめ教職員一人一人が、まずは生徒指導の在り方について熟知するとともに、各学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、すべての児童生徒がいきいきとした学校生活を送れるようにしていきます。取組としましては、児童生徒一人一人が社会の一員であることを自覚し、他者と望ましい関係の中で自分自身を高めていくために、めあてをもち、自己決定し、自主的に行動する「自律性」と、互いに認め合い支え合い、高めあう「社会性」の育成を目指します。

資料、次のページですが、教育委員会と学校との連携を密にしていく。学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決をしていきます。

教職員の資質向上については、わかる授業・できる授業の推進に向けて「奄美市学力向上5つの方策」を活用した授業改善を各学校に促します。また、予防的・課題解決的な指導を推進するための教職員の専門性及び人権意識を高めるために、児童生徒理解をはじめ、カウンセリングやストレスマネジメント、人権教育等に関する研修の充実を図るよう指導します。次のページについてですが、未然防止の視点から市教委としてアンケートの例を示しております。この表が、アンケートを活用させ、いじめの状況把握や取組状況を調査し、学校がいじめの状況の把握を行っているかどうかを把握します。

具体的には4月から7月。8月から12月。1月から3月のそれぞれでいじめ状況調査を実施し、各学校及び地域全体でのいじめの状況を把握します。

また、各学校には、いじめの積極的な認知を進め、機会を捉えて働きかけを行うとともに、いじめ状況の調査及び児童生徒の問題行動、生徒指導上の諸問題に関する調査の実施にあたっては、認知件数が多いことがきめ細かく、児童生徒の状況を見取っているという視点で肯定的に評価しています。

次に、資料の次のページについてですが、1月22日の指摘事項に対する検証の資料に生徒の立場を考慮しながら、生徒支援の視点に基づいた生徒指導の実践と再発防止に向けてでございます。その点からも教職員の資質向上のために、各学校において本マニュアル、この冊子を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を行います。あと、2番につきましては、研修方法のフローチャートを載せてございます。

次のページでございますが、これにつきましても、1月22日の指摘事項に対する研修の資料の中で、事例研修を含めたケーススタディーを実施するという具体策がございます。事例研修をすることで、様々な考えを出し合いながら、その事例を解決に導くための具体策を検討する過程において児童・生徒指導の視点について多くのことを学ぶことができます。

資料の次のページは、事例について書いてございます。この事例を活用

していただきながら、各学校で研修を深めるための例を示しています。市教委としましては、この事例研修を行っているか、いつ行うのか、行ったのか、各学校の状況を把握し指導します。

次のページは対応についてですが、第三者調査委員会の資料に、記録・保存の欠如についての指摘がございます。再度、いじめを認知した場合は教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大事になります。校長をはじめ、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の方針を立て組織的に取り組むことが大切です。そのためにもこの資料に示してあります、生徒指導上の「聞き取り」記録・報告書の例を示し、各学校で情報共有が図られるように指導していきます。また、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討・協議し、慎重に対応することができるよう指導します。

次のページは、事案が発生したときの対応を図式化したものでございます。この流れを参考にし、各学校独自のマニュアルを作成させ、学校にあったものかどうか確認します。

最後になりますが、本日お配りいたしました別紙資料についてでございます。年間を見通したいじめの見届けについてでございますが、いじめの未然防止や早期発見、そういったもののためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。そのため、年度初めに、組織に対する確認と同時に、年間の指導計画を立てて学校全体でいじめ問題に対する取組が大事ですので、市教委が毎月生徒指導態勢についての共通理解が図られているかどうか見届けを行います。以上でございます。

委員長

それでは、教育委員会の対応につきまして、意見ををお願いします。

委員

資料に教育委員会の連携についてと書かれているのですが、学校だけで解決が困難な場合は、必要に応じて教育委員会が主導して関係機関と連携を図り、とありますが、この中の「必要に応じて」はいらぬのではないかと。そのまま教育委員会が主導してもいいのではないですか。学校現場だけでは多分普通の生徒のことがあるので、やはり教育委員会の支援が必要になるのではないかと思います。

それから事後対応について、やはり、いじめについて書かれているのですけれども、いじめを含めて例えばうちの子も実はこうしたとか、そこまでは言っていないけれども、何かしらの問題があった場合に、やはり対応のまず考え方としてすぐに正常化させようとして対応も変わってしまう、とか情報を流さないという状況になってしまうと、例えば被害者とか亡くなった遺族とかに、違うところから先に情報が入ってくるわけですね。何で聞いていないのですか、とかですね。そこでやはり、不信感も生まれまですし、「え？隠されているの」と疑心暗鬼の状態になってしまう。そのようなことから、文科省の出している背景調査の指針とか学校の事件・事故の、そういうものが出ているのですが、正確な理解はもちろんなのですが最初の考え方としていじめが発生した場合に、すぐこれをすぐに押さえ込まないといけないとなってしまうと、そこに残り残された子どもたちとかなので、正確な情報発信も必要ですし、正確な説明、現状が分からなけれ

ば分からないなりに、調査をする方針を説明してくれればいい話なので、事後対応については、思いとして、もう起こっているのです、その起こった問題点を解決して調査をするのだと、あくまで学校をすぐ正常化しようとか平穏な状態に戻そうとか、こそこそやるような状態になってしまうとまずいのかなと思います。いじめに関してもそうだし、うちの子の場合もそうだし、確か文科省から出ている指針に書かれていますので、やはりいじめをされた側の方が何があったのか知りたい、どんなことをされたのか知りたいと思うのは間違いないので、そこに対して何の説明がないのは、逆に不信感につながると思うので、他の保護者もそう思うだろうし、そこからスタートしてほしい。以上です。

委員長

ありがとうございました。

委員

私も読んだ感想としては、委員と同じなのですが、私の意見書2ページ目にも書いてますけど、今回の事案に対する振り返りが十分でないのかなと、改めて感じました。教育委員会の対応に問題があったということは事後対応が遺族の想いかけ離れていたところ、他の保護者から見てもどうしていたのだろうと思います。

まずは、ここを第一に再発防止策で考えないといけないところではないでしょうか。委員が言われたように背景調査指針にある遺族の希望に応えるためとか、子どもと保護者、これは遺族に限りませんが、向き合いたいという希望に応えるため、これは調査の目的にも書いてありますし、例えば学校に不都合があっても、事実に向き合おうとする姿勢が何よりも重要であると書いているにも関わらず、遺族からすればやはり学校の先生から見たその動きを平常化する方に動いたのではないかという想いを抱かせてしまっているということは、やはり指針に書いているような事実に向き合う姿勢が足りなかったと思いますので、やはり、その理念的な部分をまず書いた上で、そのためには、事後対応として保護者会の開催は具体的にどんな会でどんなふうにしていくとか、そういう具体的な再発防止策だったり、遺族・保護者・本人がどうやって関わっていくべきかという具体的な関わり方だったりですね。あとは他の学校内の生徒に対して、どんな説明をしてどうやって関わっていくかという部分だったり、あるいは法令や指針に反していたようなことがあったのであれば、こういうことを徹底させるためにはどうしたらいいのかという防止策だったり、そういったことを具体的に今回の事例の教訓として検討してしかなければならないのかなと思います。

もう一つ、例えばアンケートのところですが、ここに入っている意味が私にはよくわからないのですが、いじめのアンケートの項目ですね。生徒指導とか生徒支援の話なのかなとと思っているのですが。目次を見ると1・3・5はもうまとめられて、4があつて6があつてもう3つぐらいではないかなと思います。アンケートですけれど、ここの生徒指導支援のなかでどうやってアンケートをとるか、発見していくかということの一つなのかなと思います。ちなみにいじめのアンケート調査といったら文科省の方も、学校全体の傾向だったり、前のアンケートと比較したりすることで全体の傾向を把握するという意味で、いじめの防止にはなるかもしれな

いですが現に起こっているいじめの発見には役に立ちませんよと、「自分で今いじめられています」となかなかいえないのだから、文科省も書いていますので、アンケートばかりやっても、あまりいじめの早期発見や防止にはなるのかもしれないですけど、早期発見にはつながらないのかなと思います。現にBくんは、アンケートに「いじめられています」と書いていなかったと思います。そうでなくて子どもが相談しやすい態勢とか仕組みの方が大事かなと。この事例で、別にアンケートがあったけど発見できなかったわけではありませんので、では、何でアンケートが役に立たなかったのか検証されていない気がします。結局、何でいじめアンケートがここにでてくるのかがわからないなという印象をもちました。以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。

委員

私も教育委員会の対応のあり方の内容が、いじめの防止とかいじめの対応の在り方が書かれています。ここに書くのだったら、前回の委員会の時に再発防止のまとめというのを作っていると思うのですが、その5ページに教育委員会の対応の改善について書かれていて、要は、教育委員会は各学校に対してとか先生方に対してどういうことをやっていくのかとか、各学校だけでは対応できないところをどう吸い上げていくのかということを書くところなのかなと思ったので、少し書かれている内容が違うかなというふうに感じました。以上です。

委員長

ありがとうございました。

他は教育委員会の対応につきましてありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは協議題にありました6項目が全て終了しました。今日の議論を振り返りますと、今回の教育委員会から提案された資料につきましては、大きくは2つの点から審議がなされたと感じております。一つは「活用方法」ですね。もう一つが概要の具体的な「内容」になります。

活用方法につきましては、当然作りっぱなしではいけないので、どういふような活用方法をしていくのか明確にしていく必要があると。それを先生がどのように活用していくのかということがあります。それは、すなわちこの提言集がどういう趣旨のもとに作られたのか。あるいはどういう性格の提言になるのか。知識や技術を伝えるものなのか、共通理解のためなのか、あるいは何かあったときにすぐに手にとれるようなものであるのかというような種類が考えられますが、こういった形でどういふふうにご利用するのか。当然活用方法と連動するのですが、2つ目の中身・内容面についても、各項目間のつながりを意識する必要があるという意見が出されました。

当然いろいろな資料から引用はあるわけですが、全体を貫く方針、大きな枠組みは必要ではないかという意見でした。また、奄美市教育委員会なりの全体的な大きな枠組みの方針があれば、奄美市教育委員会なりの意見としてそういったところも打ち出していただくと分かりやすくなると思います。

具体性と抽象性につきましては、どの程度のバランスをとるのかという

ところで、各マニュアルは各学校にあるわけですので、そのマニュアルと今回作成する提言集がどういう関係になるのかということ、当然全体を貫く方針なり大きな枠組みなりを示した後、多少抽象的に当然なると思うのですが具体的な中身を記述していくのですが、どういうふうな形で具体性を持たせるのかというところを審議なされたかと思えます。

例えば連携という言葉にしても、学校と保護者の連携という言葉はよく使われるのですが、具体的な連携の中身、あるいは、学校と保護者の連携に教育委員会もその輪に加わるというような新たな連携あるいは連携の具体的な中身についても審議がなされました。それから全体的に今後こういった項目も立てたほうがいいのではないかということもありましたら、それも加えていくのは可能だとは思いますが。例えば、6つの項目の中で重複している内容があります。これらは、新しい項目として立てるのも可能ではないか、未然防止と早期対応・初期対応といったところは、それぞれの項目にも記載されているので、大きな項目として立てるのか小さな項目として立てるのかは別として、一つの項目としてまとめるということが可能ではないかと思いました。以上のような審議を本日は行ったと受け止めております。

それでは協議事項の(9)のその他をお願いします。

その他ありませんか。

委員 この間の会議で出ました検証資料についてですが、時間がかかったのですが、弁護士の力を借りて自分なりの意見をまとめてみました。私としましては、今回この間とは別の検証された資料が教育委員会から出されているのですが、それについての私のいろいろな想いや要望について書いています。どうしても、委員も出されているのですが、検証についてやはりどうしてもうちの子が亡くなったことは欠かせないと思えます。

今回検証資料は出されていないので、検証資料の提出をお願いしたいと思えます。やはり検証がしっかり出てこない、私としては教育長の「真摯に受け止めている。」という言葉が、言葉だけなのかと正直思ってしまうので、その点についてよろしくをお願いします。

委員長 検証資料については、これまで教育委員会の方から作成された資料がありますが、今後どのような形にもっていくか検討させていただきたいと思えます。その他ですけれどもありませんか。

委員 同じなのですが、意見書に出してはありますが、それに応えてもらえるのかどうかというところ。主体的な検証と再発防止策は前の会では同時のタイミングで公表するという話もありましたけど、検証の方は引き続き改定して次回とかに出していただけるのか。〇〇さんと私の意見にどう応えていただけるのかを教えてくださいたいと思えます。

委員長 検証という点で御意見にどう応えてくれるのかということでしたが、それも今後教育委員会の方で対応させていただきたいと思えます。それでは4のその他、事務局から何かないですか。

事務局 今回は再発防止案を出させていただきました。その前に、委員から「検

証」ということをご指摘受けましたので、これも含めて再度教育委員会の方で検討しなおして、次回またお出ししたいと思います。
よろしくをお願いします。

委員長 それでは前後になりますが、次回の協議内容は本日の審議の内容を含めた上で、再度6項目の資料の提案をしていただくということですよ。次に第7回以降の日程確認をしたいと思います。事務局からお願いします

事務局 5月14日（木）ということで、コロナ関係もありますが、何もなければこの日で開催させていただきたいと思うのですが。

事務局 その週が厳しいということですね。27日はいかがですか。いまのところ5月27日で確認をさせていただきたいと思います。
今のところは暫定的に5月27日ですが、動かすことを前提に、再度調整したいと思います。また、ご連絡いたします。
7月は14日ということになっていていると思います。

事務局 実は最初この会を立ち上げたときに年度内ということ想定してましたので、委嘱期間が3月31日で過ぎることになります。そこで引き続き皆さんメンバーということで入っていただきたいのですが、よろしかったでしょうか。よろしくをお願いします。

委員長 では、その他ございませんでしょうか。では、第6回の再発防止対策委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。